

プラスワン通信

相続財産管理人とは？

Q 長い間空き家である貸地がありますが、借地人の相続人が一人もいないようであり、相続財産管理人の選任という方法があると聞きましたが？

A 相続財産管理人とは、家庭裁判所から選任され、「相続人のあることが明らかでない」相続財産の管理を行う者です。

「相続人のあることが明らかでないとき(民法951条)」とは、相続人が単に生死不明や行方不明の状態を指すものではなく、例えば戸籍上、相続人が一人も居ないように見えるような状態を言い、相続人全員が相続放棄をした場合も、相続人不存在の状態と言えます。

家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の管理人を選任し、相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。尚、予納金は、数十万円～100万円程度支払う場合も有り、期間は、1年～1年半程度かかる場合が多いようです。



今、そこにある現実

- ◎長い間の空き家建物が借地人の死去により、地主様が弁護士などへ依頼し相続人の調査。全員が相続放棄していることが判明。申立人は、地主様か代理人である弁護士となりますが、予納金負担、裁判所への出廷、弁護士費用、長期間の拘束など、経済的・精神的な負担が地主様に加わります。(予納金が余れば後で返還されます。)
- ◎長期間地代を滞納している場合、借地権解除→建物収去による土地明け渡し起訴 → 代替執行の手続き → 執行官の選任 → 精算が主な流れですが、建物解体費用・起訴費用・執行費用などが、さらに地主様にのしかかります。(園部)

【至る前の事前の対処と対応が要です】

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com